

キャスト・ベトナム・ニュース

The logo features a large, stylized red 'C' on the left. To its right, the word 'AST' is written in a bold, black, sans-serif font. Further to the right, the words 'VIETNAM NEWS' are written in a larger, bold, black, sans-serif font.

2015年9月28日号

外国人派遣の労務管理の注意点（労働許可など）

弁護士法人キャスト 日本弁護士 工藤 拓人
同 ベトナム弁護士 Doan Thanh Ha



前回のニュースレターでは出入国管理（ビザ）に関する注意点について簡単に整理しましたが、今回は労働許可や個人所得税に関する注意点を整理します。

1. 労務管理上の注意点

ベトナムで外国人が働くためには、ベトナム人労働者との共通の手続のほか、外国人に特有の労働許可の取得等の手続が生じます。ビザは出入国に関する管理ですが、労働許可書はベトナム国内で働く外国人労働者の管理のため要求されるものであり、労働関連法令により規律されます。外国人の労務管理に関しては、労働法（10/2012/QH13号、2012年6月18日公布、2013年5月1日施行）第169条以下及びその下位法令に規定されています。

(1) ベトナムで就労する外国人労働者に必要とされる条件・企業が採用する条件

労働法第 169 条では、外国人労働者について、以下の条件を満たす必要があるとしています。

- ①十分な民事行為能力を有すること。
- ②業務の要求に適する専門レベル・技能・健康を有すること。
- ③ベトナムと外国の法律に規定される犯罪者、又は刑事責任を追及されている者ではないこと。
- ④ベトナムの国家管轄機関が発給した労働許可書を有すること。ただし、本法第 172 条に規定する場合（※筆者注：労働許可書が免除される場合）は除くものとする。

また、採用する場合には、「ベトナム人労働者が生産経営の要求にまだ応えることができない管理業務・監督業務・専門業務・技術労働のみにおいて、外国人労働者を採用することができる」とされており、ベトナム人労働者が要求に十分に応えられない業務に限定されていることに注意が必要です（同第 170 条第 1 項）。実際、新しい出入国管理法では、外国人労働者を採用する前には、労働者使用の需要に関する文書を提出の上、書面による承認が必要とされます（同条第 2 項）。

具体的には以下のような手続となります。

①外国人の労働者を採用する計画をした日から少なくとも 30 日前に、雇用者は外国人の労働者の需要について報告書（申請書）を作成します。当該報告書には、職位、人数、資格、経験、給与及び労働時間を記載し、雇用者の本社のある地域を管轄する労働・傷病兵・社会福祉局（DOLISA。以下「労働局」といいます。工業団地の場合は管理委員会。）に直接提出しなければなりません。計画に何らかの変更がある場合、外国人の雇用の承認を得た雇用者は、新たな雇用の予定日から 30 日前までに追加の説明書を提出する必要があります。

②労働局は、報告書又は追加説明書を受領した日から 15 日以内に、外国人労働者の雇用に関して承認書（外国人労働者採用承認書）を発行します。

(2) 労働許可書

A. 労働許可書の取得

(1)の労働者の条件に記載のとおり、外国人労働者は、原則として労働許可書の取得が必要となります。

外国人労働者は、出入国手続の際や、当局からの要求がある場合に、労働許可書の提出が必要となります。労働許可書の所持せずに就労すれば、外国人労働者は強制退去となり、使用した企業側にも罰則があります（労働法第 171 条）

労働許可書の期限は最大 2 年間です（同第 173 条）。

業務の開始日から少なくとも 15 営業日前までに、雇用者は就業許可の発行の申請を労働局に提出しなければなりません。就業許可は、有効な書類の受領日から 10 営業日以内に発行されます。「有効な書類の提出から」ですので、すべての書類がない場合や修正が必要な場合には、最終的に十分な書類を提出した日から計算されることになります。

<必要書類>

- ①申請書、証明写真
- ②パスポートの公証された写し
- ③健康診断書
- ④無犯罪証明書（一定の場合にベトナムにおける無犯罪証明も必要）
- ⑤任命状／労働契約書／業務委託契約書
- ⑥適切な能力があることの証明書（管理職・一定の専門家・技術者ごとに要求が異なる）
- ⑦(1)で取得した外国人労働者採用承認書
- ⑧企業の投資許可証明書・経営登録証明書の公証された写し

イ. 労働許可書の免除

労働許可書は以下の場合には取得を免除されています（労働法第 172 条）。

- ① 有限会社の出資者又は所有者（※筆者注：個人に限定される）
- ② 株式会社の取締役会の構成員
- ③ 国際組織、非政府組織の在ベトナムの駐在員事務所、プロジェクトの代表者
（※筆者注：民間企業の駐在員事務所の代表者は含まれないので注意）
- ④ 販売活動のために、ベトナムに3ヶ月未満滞在する者（※筆者注：営業目的に限られ、一般の役務提供は対象外となっている。）
- ⑤ 生産経営に影響を与える、又は影響を与える恐れのある事故や複雑な技術上の不測の事態が生じ、ベトナム人専門家とベトナム滞在中の外国人専門家では処理できない場合、これらを処理するためにベトナムに3ヶ月未満滞在する者
- ⑥ 弁護士法の規定に基づいて、ベトナムで弁護士業の許可書の発給を受けた外国人弁護士
- ⑦ ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約の規定に基づいた者
- ⑧ 学生としてベトナムで就学後、就労する場合。ただし、使用者は労働に関する省レベルの国家管理機関に7日前までに通知しなければならない。
- ⑨ その他政府に規定による場合

外国人労働者が就業許可の免除の受ける場合、雇用者は就業許可の免除の証明のために労働局に対して免除の申請を提出しなければなりません。何もせずに免除になるわけではないので注意が必要となります。

この提出は就業の開始から少なくとも 7 営業日前までになされる必要があり、労働局からの最終確認は 3 営業日以内になされます。

労働契約の下で雇用する雇用者に関しては、労働契約は就業許可が発行されてすぐに締結される必要があります。この場合、雇用者は、労働契約書の締結日から 5 営業日以内に労働局に対して当該労働契約書のコピーを提出しなければならないとされます。

ウ. 労働許可書の再発行

労働許可書の期限が切れる場合、従前は延長の手続きがありましたが、現在の出入国管理法では再発行手続きに統一されています。また、紛失・毀損・記載内容変更の場合にも、再発行手続きが必要となります。この場合も、申請の受領から 3 営業日以内に発行されます。

(3) ビザ取得との関連

前回のビザの記事のとおり、就労ビザを取得する前提として労働許可書が必要とされています。そうすると、労働許可書を取った後に日本でビザを受領し、ベトナムで就労を開始するというのが法律上予定されている手続きです。しかし、健康診断をベトナムで受ける必要があること、そのためにベトナムに来てしまうとベトナムでの無犯罪証明を求められたり、ベトナムでの個人所得税の納税開始時期が早まったりする場合があるため、実務上このような方法を取ることが難しい状況です。

しかし、前回記事で触れたように、実務上、商用ビザ申請の際の招聘人と、就労許可及び就労ビザ申請の際の招聘人が同一の場合、商用ビザで入国し、ベトナム国内で就労許可取得の上、就労ビザ・一時居住カードを取得して出国することなく継続してベトナムに滞在することが可能となっているため、3ヶ月程度の商用ビザを取得の上、ベトナムに入国して就業許可を取得する例が多くなっています。

(4) 労働許可関連の手續に違反がある場合

労働許可書なしに又は期限の切れた労働許可書で労働者を働かせた企業には、以下の罰金があります。また、企業は 1 ～ 3 ヶ月の営業停止処分を受ける可能性もありますので注意が必要です。

- a) 1 人～10 人 : 30,000,000～45,000,000 ベトナムドン
- b) 11 人～20 人 : 45,000,000～60,000,000 ベトナムドン
- c) 21 人以上 : 60,000,000～75,000,000 ベトナムドン

(5) その他

その他、ここでは詳述しませんが、2016 年 1 月 1 日施行の社会保険法において、外国人も 2018 年 1 月 1 日より社会保険の強制加入対象になると規定されました。基数となる賃金は公務員の最低賃金の 20

ヶ月を上限とすることから、日本人の場合はほぼこの上限に社会保険料率（会社負担 18%、労働者負担 8%）をかけて保険料を納付することになると思われます。コストとして非常に大きい改正点となっています。

2. 税務上の注意点

税務面については、日本人労働者の個人所得税が問題になります。紙面の都合上、ここでは簡単に課税関係を整理するに留めます。

(1) 個人所得税の整理

	居住者と非居住者の 区別	ベトナム国外源泉 所得の課税の有無	税率	その他
非 居 住 者	居住者に該当しない 者。	課税対象に含ま ない。 ＝ベトナム国内源 泉所得課税。	20%	・短期滞在者免税（183 日ル ール）による免税の余地あり。 ・ベトナムにおける納税分は日本 で外国税額控除の余地あり。 ・所得控除はできない。
居 住 者	①暦年若しくはベトナ ムに入国した日から連 続する 12 ヶ月内で 183 日以上ベトナムに 滞在する者、又は、 ②ベトナム国内に定常 的な居所を有する者。	課税対象に含む。 ＝ <u>入国日から全</u> 世界所得（ベトナ ム国内源泉所得＋ ベトナム国外源泉 所得）課税。	累進税率 (～35%)	・ベトナム国外源泉所得を偽って 申告した場合でも、ベトナムの税 務当局は租税条約による情報交 換で給与の情報を取得すること 等が可能。

※注 1：①の 183 日は、入国日・出国日もそれぞれ 1 日と数える。

※注 2：②は、登録された恒久的住居（一時居住カード記載の住居）を有するか、又は、課税年度にお
いて 183 日以上の期間がある賃貸借契約を締結して賃貸住居に居住する場合をいう（雇用主が借主とな
っても同じ。）。但し、実際に 183 日未満しかベトナムに滞在しない場合に、外国の居住者であることを証明
できれば、非居住者となる。

ベトナムでは、課税所得から控除できる金額が小さいこと（居住者の基礎控除がわずか 900 万ベトナムド
ン）、会社が負担する住居費用や交通費も一定限度で課税所得に加算されることから、日本人の出向者に
とって個人所得税は高額になるケースが多いといえます。

そのため、非居住者なのか、居住者なのか、という管理は常に必要となります。また、居住者に関しては、入
国日から全世界所得になることから、ビザや労働許可の手续と合わせて、いつ入国するも重要な点となりま
す。

なお、企業の法定代表者の少なくとも一人（2015年新企業法から代表者を複数にすることが可能です。）については、企業法上ベトナムに居住している必要がありますが、実際はベトナムに居住していない場合でも、本来居住義務があるとして居住者として個人所得税を課税されたケースもありました。

(2) 短期滞在者免税

ベトナム非居住者は、以下の要件を満たす場合には、ベトナムで個人所得税が免税となります（日本人が日本の会社からベトナムの会社に出張する場合を前提。）。もともと、実務上はそれぞれの要件について、不透明な部分が多い状況ですし、認められないケースが多いため、申請するかどうかについて事前に検討が必要な状況となっています。

- (a) 出張者が暦年を通じて合計 183 日を超えない期間ベトナム国内に滞在すること。
- (b) 報酬がベトナムの居住者でない雇用者等から支払われるものであること。
- (c) 報酬が日本の親会社のベトナム国内に有する恒久的施設等によって負担されるものでないこと。

恒久的施設には、目に見える恒久的施設と目に見えない恒久的施設があります。前者の例としては、支店、事務所、工場、作業場、倉庫等があり、後者の例としては、①建設・据付け・組立ての工事や監督活動で、6 箇月を超える期間存続する場合や、②日本の企業がベトナムにおいてその従業員等を通じて役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）を行う場合で、このような活動が単一の事業又は複数の関連事業について 12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を超える期間行われるときが挙げられます。

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958
Mail: info-v@cast-law.com

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。